

令和 8 年度 民間提案型官民連携モデリング事業

募集要領

■募集期間

令和 8 年 4 月 22 日（水）～令和 8 年 5 月 27 日（水）17：00（締切）

■質問受付期間

令和 8 年 4 月 22 日（水）～令和 8 年 5 月 15 日（金）17：00（締切）

■提出先（提出期限：令和 8 年 5 月 27 日（水）17：00（締切））

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

電子メール：hqt-kanmin_renkei_modeling@gxb.mlit.go.jp

■問合せ先

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

電子メール：hqt-kanmin_renkei_modeling@gxb.mlit.go.jp

注：電子メールによりお問い合わせください。

また、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

※問い合わせ時間は、10時から17時（土日祝日を除く。）となります。

本応募要領をご覧いただいた上で、ご不明な点があればお問い合わせください。

令和 8 年 4 月

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課

【目 次】

I. 事業の概要

1. 事業の目的
2. 事業の実施体制

II. 募集の要件等

1. 応募団体の要件
2. 募集する調査業務
3. 調査業務の内容
4. 調査業務の上限額、件数
5. 調査業務実施期間
6. 対象経費
7. 対象外経費
8. 対象経費の精算

III. 募集の方法

1. 応募書類
2. 応募書類の提出期限
3. 応募書類の提出先・方法
4. 説明会

IV. 事業者の選定

1. 審査の方法
2. 審査の観点
3. 結果の通知

V. その他の留意事項

I. 事業の概要

1. 事業の目的

国土交通省では、経済財政運営と改革の基本方針2027（令和7年6月13日閣議決定）、地方創生に関する総合戦略（令和7年12月23日閣議決定）、PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）（令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、PPP/PFIを推進している。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）では、推進の方向性として「PPP/PFI手法の進化・多様化」、「民間による創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境」等が掲げられており、インフラの老朽化への対応やカーボンニュートラル等の政策課題について、民間発意によるPPP/PFI事業の案件形成の促進等、具体的な取組を進めることが求められている。

これらの状況を踏まえ、本事業では、持続可能なインフラマネジメントの実現、スモールコンセッションの推進、グリーン社会の実現の3分野について、国土交通省所管分野における民間提案に基づく新たな官民連携手法を構築することを目的として、II.2.に記載の調査テーマ（導入検討する事業手法・スキーム）に該当する提案を行い、1以上の地方公共団体（以下、モデル構築地方公共団体）とともに導入検討を実施し、導入による課題や効果を明らかにする調査を実施する民間事業者等を募集する。

2. 事業の実施体制

選定された事業者（以下「調査委託先民間事業者」という。）は、国土交通省の「民間提案型官民連携モデリング事業に関する運営事務局業務」の受託者であるHDモデリング事業共同提案体（株式会社阪急交通社、合同会社デロイトトーマツ）（以下「事務局」という。）との契約を交わした上で調査（以下「調査業務」という。）を実施する。

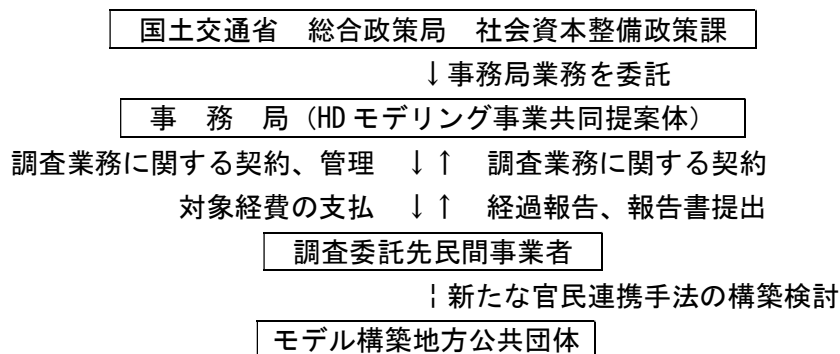


図 実施体制

Ⅱ. 募集の要件等

1. 応募団体の要件

応募団体は、官民連携事業（民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備・維持管理等を行う事業）に取り組んでいる又は取組みの検討を進めている法人格を有する民間事業者・団体であって、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国土交通省又はその他官公庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (2) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に国土交通省その他の官公庁等との契約を解除されている者ではないこと。
- (3) 配置予定者が下記の要件を満たしていること（複数者による共同提案を行う場合は、共同提案体として下記要件を満たす必要がある）。
 - ・ 配置予定者として、少なくとも3名登録すること。
 - ・ 配置予定者の中から本調査業務を管理・監督する管理者を1名おくこと。
 - ・ 配置予定者のうち、管理者およびその他配置予定者の1名以上は、下記に示される「同種又は類似業務」のいずれかについて、平成28年度以降（過去10年間）に完了した業務において、1件以上の実績を有すること。なお、実績を証明できる書類（例：契約書の写し、テクリスなど）及び業務内容が分かる書類（仕様書等）も合わせて提出すること。

同種業務：応募する調査テーマと同種の公共施設等に係る、

- ・ PPP/PFI 事業の導入可能性調査業務やアドバイザー業務等の調査・検討業務、又は、
- ・ PPP/PFI 事業の実施業務

類似業務：地方公共団体が発注する公共事業や公共サービスに係る調査・検討業務又は実施業務

※契約行為がない共同研究等などは対象外となります。

- (4) その他、別紙の誓約事項等を承諾できる事業者であること。

2. 募集する調査業務

募集する調査業務は、下記調査テーマのいずれか1つを選択し、そのテーマに係る事業スキームの検討等とする。

調査分野	調査テーマ
<p>1. 持続可能なインフラマネジメントの実現</p> <p>(インフラ老朽化の更なる進行や地域のインフラを支える地方公共団体の職員不足といった課題に対応し、点検・診断等の確実かつ効率的な実施や、地域の将来像に即したインフラストックの適正化、住民の主体的参画の機運醸成といった「地域の将来像を踏まえたインフラの再構築」に向けた取組。また、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを群として捉え、効率的・効果的にマネジメントする「群マネ^{※1}」の取組や、新技術の活用や維持管理データの蓄積・共有等による点検・診断等の効率化・高度化といった「地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の維持」に向けた取組。)</p>	<p>1-① <u>新技術やDX等を活用し、路面下のインフラ等の「見えにくいもの」に対する点検が容易に実施でき、調査、診断を効率化する官民連携モデルの構築</u></p>
	<p>1-② <u>未利用地や河川敷等を活用した収益事業とインフラ維持管理を組み合わせ、インフラの持続可能な維持管理を実現する官民連携モデルの構築</u></p>
	<p>1-③ <u>まちづくり計画とインフラ老朽化対策を連携させ、道路や橋梁、公園等のインフラストック適正化と、市民への「見える化」を組み込んで地域との合意形成を図る官民連携モデルの構築</u></p>
	<p>1-④ <u>インフラ老朽化を「自分ごと化」するよう促し、インセンティブ付与等を導入した市民等と協働したインフラ管理や、スマホアプリ等を使ってゲーム要素を取り入れるなど、ゲーミフィケーションを活用した住民参加型のインフラ管理官民連携モデルの構築</u></p>
	<p>1-⑤ <u>「群マネ」を推進する官民連携モデルの構築</u></p> <p>(特に以下の観点を踏まえた提案を期待する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、公園等の<u>複数分野のインフラを、複数自治体が連携して広域的にマネジメントを行う</u> ・代表自治体が周辺自治体と連携し群マネに取り組む ・点検から計画、設計、整備、修繕、改築等までを統合してマネジメントする
	<p>1-⑥ <u>民間企業のノウハウや創意工夫を活かし、苦情や要望対応を効率化・省力化し、自治体職員の負担軽減等を実現する官民連携モデルの構築</u></p>

<p>2. スモールコンセッションの推進</p> <p>(人口減少等によって生じた遊休公的施設をどのようにに活用するかという地域課題に対応し、民間の創意工夫を最大限生かした小規模な官民連携事業により、遊休公的施設を効果的に活用して地域課題の解決やエリア価値向上につなげる取組。)</p>	<p>2-①</p> <p>遊休公的施設の利活用に必要な<u>民間資金の新たな調達手法を構築する官民連携モデルの構築</u></p>
	<p>2-②</p> <p>遊休公的施設の利活用を通じ、<u>地域における関係人口や雇用の拡大、地場産業の成長等を図る官民連携モデルの構築</u></p>
<p>3. グリーン社会の実現</p> <p>(グリーンインフラ^{※2}の活用推進、カーボンニュートラルの実現、資源循環型経済への移行など、グリーン社会の実現に向けた取組(ハード、ソフト両面を含む)に官民連携手法の導入を推進する取組。)</p>	<p>3-①</p> <p>新技術やDX等を活用し、既存のグリーンインフラ施設(公園、植栽帯、街路樹、森林等)について、<u>効率的・効果的に維持管理する官民連携モデルの構築</u></p>
	<p>3-②</p> <p>グリーンインフラの<u>多様な効果を把握し、「見える化」する手法の開発・普及を図る官民連携モデルの構築</u></p>

※1 地域インフラ群再生戦略マネジメント

※2 自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの

3. 調査業務の内容

応募団体は、選択した調査テーマに対し、1以上の地方公共団体(モデル構築地方公共団体)とともに、事業手法・スキームの導入検討を実施の上、導入による課題や効果を明らかにする。

① 事業手法・スキームの導入検討

調査テーマに対し、その実現に向けた検討(実証実験等の試行を含む)を、モデル構築地方公共団体を対象にして実施する。調査テーマに係る具体的な取組内容(事業手法やスキーム、導入検討の進め方など)は、応募団体が有するノウハウや技術を活用して、提案するものとする(様式2に記載すること)。なお、調査業務終了時点で、事業化に向けた具体的なプロセスが明らかになるよう、国土交通省、事務局、モデル構築地方公共団体と連携するものとする。

また、他の地方公共団体への展開に向けて、導入における課題や条件、導入後の効果について情報を整理する。

② 調査業務の進捗状況に関する報告

業務開始時、期中、委託終了前の3回、国土交通省及び事務局に対して、調査の進捗状況についてモデル構築地方公共団体とともに報告する。

また、上記進捗状況の報告とは別に、実施期間中、原則月1回の頻度で、事務局に対し調査の進捗状況を書面及びメール等で報告することとする。また、モデル構築地方公共団体との間で会議を実施する場合には、事前に会議の開催について事務局に連絡し、会議後にはその主な論点及びタスク等を整理した資料等を事務局に共有するものとする。

③ 報告書及びその概要の作成

調査の結果を報告書にとりまとめ、5. に規定する調査業務実施期間の末日までに本製本（くすみ製本）した報告書（A4版）2部と電子データ1式（付属資料及び参考資料がある場合は電子データに格納）を事務局に提出する。また、報告書作成に合わせて、調査成果の横展開のための報告書概要も作成し、報告書に組み込むものとする。これらの作成にあたっては、事前に内容について事務局に照会するものとする。

4. 調査業務の上限額、件数

本調査業務の業務規模は、1件あたり、上限10百万円程度（消費税等込み）を予定している。なお、本調査業務の調査委託費は申請内容を踏まえ国土交通省が決定する。

また、選定件数は、10件程度を予定している。ただし、選定件数の多寡や応募内容により、選定件数の調整を行う可能性がある。

5. 調査業務実施期間

調査業務の実施期間は、調査委託先民間事業者が事務局との間で調査業務に関する契約を交わした日の翌日から、令和9年2月18日までとする。

6. 対象経費

本調査業務は、補助金や交付金の類ではなく、国土交通省による調査事業の一環として実施し、調査業務によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うものであり、当該調査業務に要する経費を、国費により負担するものである。

対象となる経費の支出期間は、5. 調査業務実施期間内に限るものとする。

対象となる経費は、調査業務を実施するために必要と認められ、対象として明確に区分できる次に掲げるもので、かつ証明書類（請求書や領収書等）によって金額・内容が確認できるものとする。

- ・ 調査業務を行うために必要な人件費
- ・ 調査業務を行うために必要な出張等に係る旅費
- ・ 調査業務を行うために必要なその他経費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費等）

7. 対象経費と認めない経費

国土交通省及び事務局が調査業務に必要な経費（以下「対象経費」という。）と認めない次に掲げる経費については、支払の対象としないものとする。

例：

- ・本調査業務以外の調査委託先民間事業者に係る経費（人件費等）等
- ・他の補助金等の支援も受ける場合の当該支援の対象経費
- ・調査委託先民間事業者の通常の事業活動に係る経費
- ・施設の建設・改修に関する経費
- ・その他調査業務に関係が無いと考えられる経費 等

8. 対象経費の精算

対象経費について、5.に規定する調査業務実施期間の末日までに調査委託先民間事業者が国土交通省及び事務局に報告書等の書類を提出し、国土交通省及び事務局が審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る費用を対象経費と認めたときは、その額を確定し、調査委託先民間事業者（複数の事業者が連携して事業を行う場合は、代表又は経理担当となる主体）へ通知する。

対象経費は額を確定したあとに事務局が支出する精算払いとする。

なお、当該支払い後に対象経費と認めない経費が含まれていることが判明した場合には、当該経費に相当する金額を返還しなければならない。精算のプロセス等の詳細については、選定後、国土交通省及び事務局より、調査委託先民間事業者に案内する。

Ⅲ. 募集の方法

1. 応募書類

応募書類の様式は、下記様式（A4判、参加適格要件確認資料を兼ねる）に示されているとおりとする。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とする。また、応募書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。提出後、問い合わせや追加資料の提出等の対応を依頼する場合がある。

なお、複数応募する場合は、応募ごとに応募書類を提出することとする。ただし、同一の調査テーマを選択した応募であって、調査内容が同一であり、モデル構築地方公共団体のみが異なる複数の応募を行うことは不可とする。

- ・表紙 応募申請書
- ・様式1 業務実施体制及び再委託の有無及び予定
 - ・添付資料 実績を証明する書類（契約書・テクリス等）及び業務内容が確認できる書類（仕様書など）
- ・様式2 実施方針・実施フロー・工程計画・調査テーマに対する提案
- ・様式3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
- ・様式4 参考見積書（様式指定、明細も添付すること）

（以下は、モデル構築地方公共団体が記入してあわせて提出）

- ・様式5 モデル構築地方公共団体調査実施意向書

（以下は、共同提案体として提案する場合のみ提出）

- ・様式6 共同提案体協定書

2. 応募書類の提出期限

提出期限：令和8年5月27日（水）17：00

3. 応募書類の提出先・方法

（1）提出方法：下記メールアドレスあてに、電子メールにより提出。（提出期限を過ぎている場合は、如何なる理由があっても受け付けない。）

（2）提出先：国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課
電子メール：hqt-kanmin_renkei_modeling@gxb.mlit.go.jp

※データ容量は9MB以下でご提出ください。

※本応募に関する資料や情報を国土交通省から事務局に共有いたします。

4. 説明会

本応募に関する説明会を下記の通り実施する。

（1）説明日時：令和8年4月28日（火）11：00

（2）開催方法：オンライン形式による開催

（3）申込方法：希望を参加する場合は、下記フォームより申し込むものとする。説明会への参加は任意とする。

<https://forms.office.com/e/wDQs6H4znZ>

（4）申込期限：令和8年4月27日（月）17：00

IV. 事業者の選定

1. 審査の方法

調査委託先民間事業者の選定にあたっては、応募書類の提出期限までに提出があったものから、外部有識者により構成される第三者委員会において2. 審査の観点に従って審査（意見）を行い、その結果を踏まえて国土交通省が選定し、6月末頃に選定した調査委託先民間事業者を公表する予定である。

2. 審査の観点

調査委託先民間事業者の選定にあたっては、以下の観点から審査を実施する。ヒアリングは原則として実施しないが、必要に応じて、応募団体に対し、追加の資料請求やヒアリング等を実施し、応募書類の内容を確認する場合がある。

<評価項目>

項目	概要	配点
実現可能性	・ 調査業務の実施体制に確実性があるか。	5
	・ 調査業務の趣旨に基本的な理解があり、これを実現するための方針や検討が検討・立案されているか。	5
	・ モデル構築地方公共団体が本調査に主体的に関与し、事業化を見据えた検討を進める体制となっているか。	10
	・ モデル構築地方公共団体が抱える課題に対する実現可能な提案であるか。	10
先進性	・ 取組むスキーム・手法等や調査検討の進め方について、先進的であるか（先例がない又は乏しい、複数の既存手法の組み合わせ等）。	20
汎用性	・ 取組むスキーム・手法等が、より他の多くの地方公共団体においても導入されることが期待できるか。	20
具体性	・ 事業化に向けた調査・検討プロセス、及びその後の運営のプロセスにおいて具体性がみられるか。	20
有効性	・ 官民連携事業の実現によって財政支出抑制効果などの多様な効果が認められるか。	10
妥当性	・ 提案内容が調査テーマの主旨に整合し、新たな官民連携事業の構築に貢献が期待できるか。	10

※「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する 実施要領」（令和4年10月27日内閣総理大臣決定）を参考に、シーズ提案書を提出（令和8年2月6日～2月27日）した事業者について、調査テーマ設定への貢献度が高い場合に最大で5点を合計点に加点する（申請者が共同提案体で応募する場合で、複数の事業者が該当する場合は、最も配点が高いものにより加点を行う）。

※様式3に定める項目に該当がある者は、同様式に定める点数を、合計点に加点する（複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高いものにより加点を行う）。

3. 結果の通知

評価結果については、国土交通省又は事務局から、応募団体に対して通知する。

V. その他の留意事項

【調査開始以降の実施・協力体制に係る要件】

次の全ての項目について、協力を行うものとする。

- ・国土交通省及び事務局と連携・協力しつつ、主体的に調査検討を進める。
- ・調査成果の横展開を図るため、次の項目に対応・協力できる者であること。
 - 調査報告書の国土交通省ホームページにおける公表
 - 調査報告書に対する外部からの問い合わせの記録及び国土交通省への報告
 - 国土交通省が実施する官民連携に関する調査や情報収集等への協力
 - 地方ブロックプラットフォームやスモールコンセッションプラットフォーム※等のプラットフォームの活動への協力
- ・調査業務終了後に、成果報告会へ参加や、フォローアップ調査等に協力すること。
- ・本業務において構築された事業手法・スキームを、出来る限り継続的に検討・活用・展開すること。

※地方ブロックプラットフォームとは、全国を9つの地方ブロック（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に分けて設置している産官学金からなるプラットフォームであり、PPP/PFIに関する情報・ノウハウの横展開を図り、官民対話、首長会議、研修、個別相談会、セミナー等を開催している。協力内容としては、研修やセミナー等における調査結果の発表等を想定している。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-4-1.html>

※スモールコンセッションプラットフォームとは産官学金等の多様な主体が参加・連携するプラットフォームであり、機運醸成に資するセミナー・イベント等の開催や会員の交流促進・マッチングイベント等を開催している。協力内容としては、研修やセミナー等における調査結果の発表等を想定している。

<https://www.mlit.go.jp/smcn/index.html>

【その他】

- ・1つの応募団体から、調査分野や調査テーマに関わらず、複数の応募を可とする。この場合、応募した調査業務ごとに応募書類を作成・提出すること。評価は、それぞれの調査業務ごとに行う。ただし、同一の調査テーマにおいて、調査内容が同一であり、モデル構築地方公共団体のみを変更した複数の応募を行うことは認めない。
- ・複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「共同提案体」という。）の中から本応募に係る代表者を選定すること。その者は、共同提案体を代表して、本応募に係る連絡調整等を国土交通省及び事務局との間で行うものとする。なお、共同提案体を構成する全ての者が応募団体の要件に適合している必要がある。また、共同提案を行う際には、提出時に共同提案体協定書（様式6）を添付すること。
- ・調査委託先民間事業者は選定された後、事務局と調査業務に関する契約を締結するものとする。
- ・応募書類に虚偽又は不正が判明した場合は、提出された応募書類を無効とする。

- ・応募書類は、調査、検討における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ・応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募の負担とする。
- ・応募書類に記載した予定担当者は、原則として変更できない。但し、病床、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、国土交通省及び事務局の了解を得なければならない。
- ・調査業務の実施にあたっては、調査業務参加者は関係法令を遵守すること。また、調査業務は調査委託先民間事業者の責任で行うものとし、調査業務の実施に関して調査委託先民間事業者の責により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、当該調査業務参加者がその費用を負担するものとする。なお、万一事故が発生した場合には、代表者は遅滞なく国土交通省及び事務局に報告するものとし、その後の対応を国土交通省及び事務局と協議すること。
- ・調査の実施にあたり、国土交通省又は事務局と合意した内容が行われない又は守られない場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがある。
- ・本調査業務で作成した成果品一式の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、国土交通省に帰属するものとする。
- ・暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ①暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。再委託の相手方等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ②①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
 - ④ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、国土交通省と協議を行うこと。
- ・本募集要領、別紙、別添様式に記載のない細部については、国土交通省及び事務局の指示に従うものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、応募書類の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

情報セキュリティに関する留意事項

1. 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、本調査業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備する。

2. 意図せざる変更が加えられないための管理体制の整備

受注者は、本調査業務の実施において意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備するとともに、国土交通省及び事務局の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていることを示すこと。

3. 取り扱う情報の秘密保持等

本調査業務の実施のために、国土交通省及び事務局から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しない。

また、本調査業務終了時は、受注者は当該情報を国土交通省及び事務局へ返却、抹消又は廃棄を確実に行うこと。

4. 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調査業務の遂行において受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める情報について、外部への漏えい、目的外利用等、情報セキュリティ侵害が起き又はそのおそれがある場合には、速やかにこれを国土交通省及び事務局に報告する。

5. 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の通知

本調査業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国土交通省及び事務局は、受注者に対して以下の報告を求める場合がある。

(1) 受注者に求める情報セキュリティ対策全般につき報告を求める場合

1. ～4. において求める情報セキュリティ対策の実績

(2) 受注者に取り扱わせる情報の秘密保持等に係る報告を求める場合

受注者に取り扱わせる国土交通省及び事務局の情報の秘密保持等に係る管理状況

6. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本調査業務の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を国土交通省及び事務局が認める場合には、調査業務管理責任者は、国土交通省及び事務局の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採る。

7. 再委託に関する事項

本調査業務の一部を他の事業者にも再委託させる場合には、受注者は、国土交通省及び事務局が受注者に求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するための対策を契約に基づき再委託先に行わせる。国土交通省及び事務局は、再委託先に行かせた情報セキュリティ対策及びこれを行かせた結果に関する報告を、受注者に求める場合がある。